

をしなくてはそれがはつきりできないという場合における立ち入り等の困難な事態に対処する規定でありますとか、あるいは現行百二十三条の緊急使用を、被取用者の立場に立つてみましても、すつきりした形のものにする必要がある。ことに取用を前提とした緊急使用ということ、被取用者に対する補償の面からいいますと、不適当、不十分でありますので、こういうふうな点についての改正は、現行土地収用法のみではできませんので、これらに關係したものが今回の特別措置法の内容になつておる、こういうわけでございます。

○小平芳平君 その日にちがかり過ぎるという問題ですけれども、あらかじめ土地収用法による取用手続をとらなかつたために時間がかかり過ぎるものであつて、いいかげんもう工事が進んでゐるのに、ごく一部分が問題がこじれて解決しない、そうしてするすると時間が過ぎてしまつてから取用手続を始めからおそくなるのだ、そういう点を改めなければならぬというふうな点は、どうでしょうか。

○政府委員(岡盛吉雄君) もとより土地収用法の申請をいたします事前の段階におきましては、先ほど申しましたような手当を十分講ずる必要があります。しかも今回の特別措置法等におきましては、特定公共事業としての特に慎重な認定の配慮をするための審議会を設置いたしておりますので、その審議会等の議を経ましたものにつきますと、手続が円滑に進行するということができる措置を並行的に講ずることによつて、起業者の事前準備と、収用法の土台にのります場合の後における

措置を並行することによつて、公益性の高い緊急な事業についての土地の取得の要請を実現するとともに、被取用者のいわゆる財産権に対する適正補償の面においても、欠くるところのないような措置をする、これらが両方必要であらうというふうに考へておる次第でございます。

○小平芳平君 今どのくらい日数がかかるか、日数がかかり過ぎるといふ、その点だけ御質問しておるわけですが、この現行の土地収用法でいいますと、今度の特別措置法でいいますと、かじめ全地域にわたつて最初から、この前も参考人の方、網をかけると言つておられました、そういうふうな行き方ではないというふうになりますと、やはり起業者がよほどそういう点に注意して、事業の認定の申請なり、裁決の申請なりをどんどん進めないことには、やはり同じように時間がかかり過ぎやしないですか。

○政府委員(岡盛吉雄君) 土地収用法の認定手続を踏む前の段階では、先ほど申しましたように、客観的に起業者がどうして踏んでいただかなければならぬと思つてございます。それだけに、土地収用法の土台にのりました場合に、土地収用法の土台にのりました場合に、その手続が円滑に進むことができるようにするということが、両方相待つて、究極的な目的を達するようにしたい、こういう考へ方でございます。

○小平芳平君 従来の土地収用法によつた場合の日数はどのくらいかかりましたですか。裁決の審理日数はこのいただいた資料に出ておりますけれども、事業の認定あるいは裁決に要する日数は平均してどのくらいになりますか。

○政府委員(岡盛吉雄君) 今日までの過去五、六年間の事業認定から裁決に至るまでの日数の平均いたしました実績を申し上げますと、四百五十日程になつております。

○小平芳平君 それは事業の認定の申請から裁決までの日数ですか。

○政府委員(岡盛吉雄君) その通りでございます。

○小平芳平君 今度の緊急裁決の場合は、裁決の申請があつてから大体どのくらい過ぎたら緊急裁決の可能性があらわれるわけですか。

○政府委員(岡盛吉雄君) 緊急裁決を行なう場合につきましては、法律に要件が規定されておりますので、必ずしも平均した見通しを申し上げることは困難でございますが、これは裁決が遅延することによつて、工事の実施に支障を与えるという場合におきまして、裁決申請がすでに行なわれているものの中から、起業者が収用委員会に緊急裁決の申し立てをいたすわけでございます。従ひまして、これは補償の額の調査とか、あるいはいろいろな見通し、あるいは今、緊急裁決を行なわなければ工事が遅延するということが明らかでない限りは、収用委員会といえども緊急裁決をいたしませんから、これは一がいには、個々の場合についてでないと思つて上げられないと思つて、これは具体的な場合についてそれぞれケースによつて緊急裁決の許可がおりると言ひ得ると思ひますけれども、今申し上げましたように予想日数

でちよつと申し上げることはあるいは困難かと思ひます。

○小平芳平君 大体日数の予想は無理だとは思ひますけれども、土地を實際収用される側に立つて考へると、緊急裁決をいつでも発動される、まあおどかされるといふ、そういうことを言つてゐると緊急裁決になるぞといふふうな可能性が初めからあるわけですか。要するにこの法律の要件に合ひさえすればいつでも緊急裁決が出るんだと。このところをもう少し何か具体的に解明しておくわけにはいかないですか。

○政府委員(岡盛吉雄君) この緊急裁決の場合につきましては、裁決が遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすおそれがある、という場合に限り、申し立てがありましたときに、収用委員会が損失の補償に關してまだ審理を尽くしていない部分があつても、裁決ができるというのを規定いたしております。しかもその場合におきましては、収用委員会としては後の補償裁決をするに必要にしてかつ十分な資料を集めまして、引き続きこの補償裁決ができるような見通しになつておればいけない、というふうになつております。従つて緊急裁決の場合は土地、物件等がありまして、これは幾らで補償するといふふうなことがきまつておるものは、緊急裁決では、この二十一条の前後の方の規定によりまして、もうそれはほんとうの裁決ができておるわけでございます、この部分をこえて隣の土地まで収用してもらひたいと、それは収用するかどうかをもう一ぺんちよつと調べなければいかぬというふうな場合に、補償の方法、あるいは

現物の補償、あるいは補償の金額等についてもう少し検討しなきゃならぬという場合において、この審理の熟しない部分についてあとから補償裁決をする、こういう形になるわけでございます。その中で、この緊急裁決といふものは、そのやみやたらに特定公共事業の収用の裁決申請があつたときに必ずあるものだと、こういうものではない、うな法律の仕組みになつております。

○小平芳平君 結局その緊急裁決といふことが、一つの緊急の手段といひますか、別の言葉で言へばおどかしといひますか、そういうふうな意味の方が大きいのであつて、實際問題としてこの緊急裁決のためにどの程度事業がスムーズに進むことになるかということ、それはまだ期待されないうんじやないか。妨害された場合に、土地調査、物件調査書を作成するときの妨害された場合の特別措置みたいな、それほどの実体的なものは緊急裁決にはないと見てよろしいですか。

○政府委員(岡盛吉雄君) ただいまお尋ねがございましたように、緊急裁決といふものが特定公共事業ではできるから一つ、というふうな大だんびらで土地を取得すべきような性質のものではないわけでございます。従つて緊急裁決ができる場合におきまして、収用委員会としては補償裁決のときまでに、はつきりした正当な補償ができる資料を準備しなければいけませんし、またその見通しがない限りは収用委員会としては緊急裁決はやらぬのだというふうに法律上なつておりますので、要するにこの規定にありますように、そこだけが解決しないために全体の機能が十分進まない、こういう場

合におきまして緊急裁決をしなければならぬという実態が想定されるわけですが、その場合におきましても緊急裁決後における被収用者の補償というものは、的確なる資料を準備することに対して収用委員会として見通しがあつたときに行なわれると、こゝろに御理解願いたいと思ひます。

○小平芳平君 事前のPRにても、時間がかかり過ぎるという点にしても、あるいは現物補償のこの点にしても、現行法でもいふ運用次第では変えられていくのには、要するに起業者が相当今までのやり方から別の考えをもつてやらないことには、せつなく特別措置法ができて、あんまりその効果が上がらないのじゃないか。結局用地の取得なりは現行の土地収用法でも相当できるのに、いろいろな起業者の欠陥のためにうまく進まなかった。ですから特別措置法ができるできないにかかわらず、起業者として相当現在までのやり方を考え直さなければならぬ点ではないかという、そういう点について大臣はどのように今後おやりになるお考えでしょうか。

○国務大臣(中村梅吉君) 御承知の通り現行収用法は非常によくできていてと申しますか、手続を非常にいいにやらせるようにいたしているわけでございます。その精神はあくまで生かすことはいふまでもありますが、簡単に申しますと、非常に手続の期間等が周延びがいたしております。まあ時世も非常に速度がいふいろいろな問題について早まっておりますし、いたしますのが、土地収用法の現状はそういう状態にあるわけでございます。そこで今度

の特別措置法ではこの緊急性、公共性の高い事業については、その手続の短縮をはかるような措置、まあ土地収用法の精神に沿つた一通りの手続は全部済ませなければならぬことでありますが、その手続をできるだけ短縮をいたしまして、早く結論の出るようになしたい、ということが、今度の特別措置法の中心的な問題でございます。さらに今御議論のありましたように、緊急裁決の問題もありませんが、緊急裁決につきましては、今計画局長からお話し申し上げましたように、この二十条の規定で一定の基本をきめまして、その基本に該当するような場合において緊急裁決ができる。こゝろにこの緊急裁決を必要とするような事態の場合に手続を早める、こゝろに方法をとおつておるわけでございます。もちろんこの緊急裁決は、今も申し上げましたように格別、いかなる事業でも、この特別措置法は、特定事業として取り上げられたものは、すべて緊急裁決ができるという制度ではありせんから、格別、被収用者である相手方を威嚇するような手段であるべきではないので、この条件に当てはまった場合にのみ適用される、こゝろに精神でございます。いづれにいたしましても、土地収用法による収用手続よりも、この緊急性、公共性の高い特別事業については、早く収用手続が完了するようにいたしたい。これが全体を通じての考え方でございます。

○小平芳平君 その点はわかりました。すけれどもね、現行の土地収用法を改めて——まあ改めるわけじゃないのですが、現行の土地収用法の中から、ある部分を特別措置法によつて、今後その公共用地の取得を推進していくというこの場合に、事業施行者が、たとえば土地の買収のやり方が下手だとか、あるいはその事前にPRが十分なされないとか、まあPRの点では今度法律で明記されているわけですが、いづれにしても、そういうような点で、その事業施行者の方が手続を怠つたり、この法律の運用が下手くそのために、相変わらず土地の取得難に陥りはしないかという点をお尋ねしているわけですが。

○国務大臣(中村梅吉君) 御承知の通り、今までの収用法では、手続的にも相当長期間を要しますので、事業施行者といつたしましては、できるだけ話し合ひで努力をして、その中で今度はいふだけ土地収用法を適用すると、こゝろに自然なりがちであり、現実もそうなるおそれがありますので、手続の開始自体も自然おくれがちでございます。そこで、今度の特別措置法では公共性、緊急性の高い、特定公共事業として取り上げられたものは、取り上げ決定をいたしましたことによつて、全体についてこの土地収用法の事業認定の効果を生ずると、こゝろにことになりまして、これだけでも非常に速度が全体として早まってくる。ただしその間において、話し合ひのつくものは逐次それからはずしていくわけでございますから、全体として、とにかく事業認定の、いわゆる土地収用法による収用手続の開始というところに入っていくから、だんだんしほつただけに適用しようという従来の行き

方からいきますと、非常に結論が出るものが早くなる、用地取得が早まってくる、こゝろにこと相なるわけでございます。

○小平芳平君 法律を運用する方の事業施行者に対する行政指導といふことが、PRするようにいふ、そのPRが一番必要ではないかと思ひますが。

○国務大臣(中村梅吉君) その点は全くとお説の通りでございます。行政指導の面におきましてもPR等、事業の重要性について関係住民の理解を求めさせるように行政指導いたしますが、それだけでは十分ではありませんので法律の上からも実はこゝろに手続を要する、事業に対する関係住民の理解を求めるといふことを基本に実はしておるわけでございます。

なお同時に、この手続を早めるというところから関連しまして、他にも、御承知の通り補償の問題や代物弁済の問題や、あるいは環境の整備、生活再建等について、法律上条文化するのには可能な範囲において、起業者にもまた公共団体にも、義務づけを法律の上で実は織り込んでいふような次第でございます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) ただいま日本道路公団から海内理事、電源開発株式会社から岡部理事、電電公社から平山理事、中田理事、国鉄の橋本新幹線総局の用地部長が見えております。

なお、三十日及び三十一日に要求のありました資料がお手元に提出されておりますから、これに対する各関係の説明を願ひます。

○田中一君 最初に資料の説明を願ひます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) まづ道路公団の海内理事から御説明を願ひます。

○参事(海内要道君) 道路公団の海内でございます。それじゃ説明をいたします。

お手元に「名神高速道路用地買収進捗表」といふのがありますが、一ページに、「名神高速道路用地買収進捗表(尼崎—栗東間)」、第一建設局と第二建設局と二つに分かれておりまして、一ページの部分は第一建設局でございます。第一建設局は尼崎と栗東間でございますが、計にございまして、土地は九九・五%買収済みでございます。それから物件では九八・八%解決済みでございます。

次に二ページの第二建設局でございますが、これは第二建設局と、それから第一建設局の西宮—尼崎と二つに分かれておりますが、第一建設局の西宮—尼崎間は、土地は一三・二%、物件では二・九%、これはまあ非常に最近とりかかりましたので、ほとんどが進んでおりません。それから第二建設局は栗東—小牧間でございますが、これは第二建設局では土地は四五・八%、物件では三・四%に計にございまして、それから小牧間、第二建設局では、用地の方も物件の方もまだ未解決、これはまだ交渉の段階に入っております。で、名神間全部で総計いたしますと、土地の方は六五・六%決定済みでございます。物件の方は六五・六%決定済みでございます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) では次に……

○田中一君 条件が皆違ふから、一事業体ごとによつていきましよう。

○委員長(稲浦鹿藏君) では簡単
に……。

と九八・八%という状態でございま
す。

○田中一君 工事の予定は、計画の当
初の予定を示さぬと、第一建設局の尼
崎——栗東間が九八・八%できておれ
ば、何もこういふ法律をとにかくする
ことは要らないということになるの
です。従つてこの資料としては、一応計
画の当初、何年何月から何年何月まで
どこをやつて、それからどこをやつて
と、こうならなければ、非常にあなた
の方に不利というが、そんなら適用
する必要ないじゃないかというよう
な資料になるから、そのところは、も
う少し自分のところに有利になるよう
な資料出せばいい。そのところ、
ちょっと説明して下さい。当初の計画
は、何年何月から何年何月に完了する
見込みで、こうしてやつております
と、しかしながら、現在はその初期の
計画から、どのくらい進んでいるか、
現在こうなっている、今の見通しで
は、こうなりますというようなことが
説明されなければ、九八・八%でき
ているならば、もう一息だから、これは
除外しようということになればいいわ
けなんです。従つて、ほかの資料の出
し方も、そういうことになつておつた
ならば、なるようにして下さい。なつ
てなければ、それを説明する準備をし
ておいて下さい。

○田中一君 三十七年度一ぱいです
か。三十七年十二月ですか。

○参考人(海内要道君) 年度一ぱいで
す。

○田中一君 三十七年度一ぱいとい
うことは三十八年三月ですよ。どうな
んですか。

○参考人(海内要道君) さようござ
います。

○田中一君 三十六年でありますか
ら、そうすると名神高速道の第一建設
局の分は、これは今回の法律が通つ
た場合には、これを適用してやるつも
りですか、やらないつもりなんです
か。

○参考人(海内要道君) やはりこの法
律で御厄介にならなければいけないも
のが起こるのじゃないかと思ひます。

○田中一君 起工はいつでしたかね。

○参考人(海内要道君) 三十二年十月
十七日でございます。

○田中一君 完成する予定は、そうす
ると三十八年の三月完成という予定で
したか。

○参考人(海内要道君) さようござ
います。

○田中一君 それならば、最初からも
う収用法にかけて収用法で収用するよ
うな措置をとれば、とくににもうでき
ているはずですよ。

○参考人(海内要道君) 収用法につ
きましては、地元で収用法にかけるなら
絶対にもう交渉に感じないというふう
な時期が非常に長く続きましたので、
公団といたしましては、なるべく被収
用者の立場を守りたいということ、

○田中一君 収用に感じないから、収
用法を適用するのですよ。収用に感
ずるものは、何も土地収用法の關係じ
やないのです。買取ですよ。収用に感
じないから、初めて収用法を適用して収
用しようということにならざるを得な
いのですよ。今の答弁じゃ、ちよつと
おかしいですがね、収用に感じないか
ら、買取に感じないから収用しようとい
うことなんですよ。

○参考人(海内要道君) 大部分は、任
意買取に感じましたけれども、一部ど
うしても感じないというのがあります
たのでおくれたわけでございます。

○田中一君 買取の、これは地域的に
なつていますが、買取の大体の準備と
申しますか、どういふ経緯で買取交渉
を行なつたか、はつきり第一建設局
の分は、尼崎——栗東間出ております
から、これ一つ詳しく説明して下さい。
どういふ経緯で、どういふ段階で、あ
るいは部落単位にやつたのか、あるい
はその間は個別にいつたのか、個別に
いつた場合には、その買取価格という
のはどうなっているか、標準として
は、山林はどうなっている、それから
家屋はどうなっている……。

○参考人(海内要道君) いろいろ質問
がございましたが、手元に資料も十分
ありませんので、一つまとめて、こま
かいことはさらに資料を作つて一つ御
提出したいと思ひますけれども、いか
がでしようか。

○田中一君 いつ出ますか。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

○参考人(海内要道君) すく明日にで
まお届けいたします。

○田中一君 それじゃ日本道路公団の
方は、明日まで保留します。
そこでお願いしたいのは、私ども
は、この法律案を審議するにあつた
て、なぜこうしなきゃならぬかとい
うことを知りたいわけなんです。従つ
てあなたの方で、今十くらある起
業者が、なぜこうしなければならぬか
というのをわれわれが納得できれ
ば、また不満であるという国民の意思
をも、私は不満であるという立場で
もつて皆さん方に、各起業者に対し
て、なぜそうなるかという点をたし
て、納得させようとするがために、こ
ういふ質問をするわけなんです。い
やがらせでもないのではないのです、国
会には、そういう場のわけなんです
から……。そこでやはりごまかしや困
るけれども、われわれは、だまされ
やすいのですよ、実態を知らないか
ら……。だから、もう少しとも国会
は最高なる機関ですから、そこでは国
民に納得するための資料というものは、
は、むろん問題によつては、何のたれ
べえのたんばは一坪五万円であつたけ
れども、何々は三万五千円であるとい
うようなことはいえぬでしょうから、
そういう点まで追及しようというの
じゃないですか、大体において、ど
ういふ形で買取し、どういふ形でもつ
て、それが納得しないために、今回こ
の法律の制定によつて、これによつて
収用しようとするかという点が一番ポ
イントなんです。そこで何つてい
うんですから、道路公団の方は、あ
すまで一つ資料をお出し下さい、また
伺いますから。

し上げたと同じようなことを質問いた
しますから、その答弁を準備してお
いていただきたいと思います。
○参考人(海内要道君) 御趣旨はよく
わかりました。
○委員長(稲浦鹿藏君) 続いて、首都
高速道路公団の藤本理事にお願いいた
します。
○参考人(藤本勝清君) 藤本であり
ます。
首都公団といたしましては、この前
の御指示に従ひまして、首都高速道路
公団の第一号線に関する用地の進捗状
況を提出いたしました。御承知のよう
に、高速道路本来の仕事と、それから
これに関連するいわゆる関連道路、こ
の二つの事業が第一号線においては行な
われております。仕事は、三十四年度
この公団が設立をされたときから三十
八年度までにこの第一号線が完成すべ
く計画されておるわけでありまして、そ
のうち、この五月三十一日までに、仕事
の用地關係として進んだ状況を資料と
して個別的に、しかも町名別にここに
列挙をした次第でございます。
そこで、この高速道路の仕事は、当初
におきまして日本道路公団が浜離宮の
ところで一部仕事を始めていたものを、
当公団において引き継いだ關係も
あり、また仕事の進捗状況からいたし
まして、この第一号線の浜離宮を中心と
して、芝の海岸通りから羽田方面へ向
かつて仕事を重点的に進めることにな
つております。現在におきまして
は、この浜離宮の場所から葛飾の饒馬
場附近まで仕事を進める工程を持つて
おります。かたがた浜離宮から横川、
築地川を干拓いたします工事に向かっ
て仕事を進め、江戸橋、さらには本町

の二丁目というところまで、この一号線関係の仕事は伸ばしておるような状況でございます。

この資料の第一ページ及び二ページに關するものは、この一号線のうちで高速道路の關係で仕事をした部分でございす。この仕事につきましては、用地關係をいたしまして、まず東京都と力をあわせて、いわゆる東京都から港区の力を得て、そして地元協議会なるものを設立いたしました。そして、その地元協議会におきまして、線形、構造、従つて、また補償の問題等について、総合的な打ち合わせ、説明、懇談をいたしました。さらにそのことを各町会ごとに話し合ひをして、そして今度は、町会単位で話し合ひを進めて参つてきたわけでありまして、従ひまして、この一丁目につきましては、じかに個別的に当たる前に、こういうふうに都、区を通じ、あるいはまた町単位の皆さん方にお集まりを願つて事業の状況、補償の方針、内容等の説明をして、その上で調査あるいは測量、そういうようなことをいたしました。そしてさらに個別的に今度は話を進めていった次第でございます。従つて、まゝとあるということについては、そのブロックごとにおおむね一括にまゝとつてきておるような状況でございます。

たし、またすることとを地元からも断られておるような現状でございます。従つて、この表にもありますように、なおおねね同じような時期に、みんなとまゝ話が出ております。ただ、この第一表にありますが一番下にありますところの未買収のものというものは四件、ここに書いてございますが、これも、この備考欄にありますが、工事の施行と並行処理する關係がある、時間的にも余裕があつて、まだ今後にまゝとめても仕事の上では差しつかえない、あるいはまた近日中に契約のできるものもあり、この四件とも、ともかくいゆる仕事の上においての強い支障があるというようなものではないと見て、いづれも近くまゝとめる予定のものと見ています。

第三枚目のところに、関連街路の仕事の關係の個別的のものをのしるししたのですが、それはいゆる関連街路の放射十八号線というようなものでございす。先ほど御説明申し上げましたように、やはりA団地とかB団地とかC団地とか、こういうふうにおおむね町会ごとの話し合ひでもつて、同じような時期にみんな仕事とまゝとおるわけでございます。ただこの中で、まん中辺にありますが、未買収のものとして海岸通り一丁目とB氏がやはりまだ解決していません。これも全体を解決するまでは、その個々のものについて、やはり取用法とかというふうなものを活用するということを伸ばすような話し合ひになっておりますし、地元にも、この方に納得、説得させてもらふように、ずいぶん御協力を願つたのですが、現在もつて話が進まない。しかし仕事の方は、この一

件を除いて、前後の關係が全部仕事が済んでおります。この家については、やはりさつそくにでも、法的な措置でもとらなければならぬ、こういうふうな關係になつておるわけでありまして、その下の方に、未買収のものが、やはり三件ほどございますが、これも、これはやはり側道部分に当たる個所でございますので、時間的にまだ先に行つて解決いたしました。高速道路の現在の仕事には差しつかえがないので、その間に、これは三件ともまゝとめる予定だし、またそのような話し合ひになつておるわけでありまして、この中には、たとえば時間的にこちらにも余裕が見られる、相手方も、その御商売の關係が、季節的にやはり秋ごろまで待つてくれというふうな事情もあつたので、そういう方々とは、やはりできるだけの御趣意をくみ、こちらの仕事に差しつかえないように、秋ごろまでには、これらをまゝとめたいというふうな考えを持つておるわけでありまして、

井の較洲町等のところにおいても、三十六年度中に仕事が進めば、用地交渉が進めば話し合ひがまゝとまるので、目下せつ々しく話を進めておるわけでございますが、この關係においても、強い、あるいは支障になるというふうな問題が現在起きておらないわけでございます。

従つて、一号線關係をいたしましては、先ほど触れましたように、一つの件だけが、目下法的な措置をしなければならぬ、こういうふうな状態になつておるというわけでございます。他は割合時間がかりましたけれども、地元と話し合ひが進んできていて、こういうふうな状況でございます。

○田中一君 これは補償、未買収という言葉を使つておるけれども、これはみんな買収したものでない、これは補償といふのは、これは、何か取用法にかつて補償したものでないですか、それとも、買収した買収金額ですか、どちらですか。

○参考人(藤本勝満君) 任意買収でございます。

○田中一君 任意買収ですか、買収でなすものと。

○参考人(藤本勝満君) はあ。

○田中一君 たとえば一ページ目のa電話局五坪というのがありますね、これは買収する金額がきまつておりますか。

○参考人(藤本勝満君) 当方の買収金額は、もちろん単価において予定が立つております。しかし、ことにこの五坪であり、電話ボックスの場所でございます。各官庁においては、官庁のそれぞれの評価方式、評価の出し方が

ございすので、結局においては両者話し合ひの上でもつて、最終的にはその単価がきまる、こういう状況でございます。

○田中一君 金額がきまつたら契約してしまふいいじゃないですか。きめてしまふいいじゃないですか。

○参考人(藤本勝満君) 今申し上げましたのですが、この相手方の官庁におきまして、やはり官庁内においても評価委員会とかいろいろな諸般の手續がございすし、またそちらの決定、単価との打ち合わせをいたしまして、早急にきめたいと、かように存じますが、工事施行までには、この仕事を現実にするまでには、当然話をつけて、仕事に差しつかえないようにいたします。

○田中一君 あなたのほうの買収基準では、契約締結のときの価格によつて算定になつておるのですか、時期としては、そうするのですか、こういう場合には、まあ時間的に契約年月日というものは、全部すれておりますけれども、これは大体一ページ目のa氏、昨年の十月三十一日に契約したものの単価——単価が出ておるけれども、単価というものは、これは、十二日……、築地五丁目のM氏、これも役所でしやうけれども、十一月三十日にきめた新富町のL社ですが、これとは、どうなんでしょう、単価は……、大体、そのときの時価の基準でもつてやられておりますか。

○参考人(藤本勝満君) 今御指摘のL社とかM氏の問題は、物件補償の問題でございますので、土地の方は、この欄の中の八丁目e社八十七坪二三というの、この欄ではあるだけであり

まして、あとの関係は、みんな物件補償関係になっております。

○田中一君 それですと、この用地の中でもって、面積単価、金額のないやつは、全部これは物件ですか。

○参考人(藤本勝満露君) さようでございませう。

○田中一君 すると、用地は国有地ですか。

○参考人(藤本勝満露君) さようでございませう。国有地の場合もありますし、それから民有地の場合も、もちろん買取をするわけですが……。

○田中一君 買取をするわけだけれども、なには、土地は買取になつていないというのですか、同じ上物と土地との関係は、どこに示してあるのですか。

○参考人(藤本勝満露君) この築地川、楓川というのは、御承知のように川の中を干拓する仕事を進めるわけでございます。従つて、建前上、河川利用でございます。従つて、補償関係というのは、その両岸におけるところのいろいろな建物、設備、そういうものに関しまして、あるいはそれを航行しておる、河川を利用しておる、そういうふうな方々に対する補償関係でございます。建前上、土地について買取をするというのとは、この築地川、楓川のこの場所においては起こつておらない、こういうわけでございます。

○田中一君 それじゃ三ページ目を見て下さい。多少時間的なズレがありますが、これは時価補償となつておりますから、おくれた方が高くなつていよう傾向はあるでしょう。

○参考人(藤本勝満露君) 価格評価につきましては、やはり御指摘の通り契約のときにおけるところの時価を単位としてやりますので、われわれといたしましては、おおむね半年ぐらいの区切りにおきまして再調査をすべし直してあります。それによつて普通の、しかもその地域ごとによつて、場所ごとによつて評価が違ひますので、十分それらを資料を調査の上、更改すべきものは更改をいたして、いわゆる時価、適正時価というものを出すように努めております。

○田中一君 首都高速道路公団の補償基準というのは、相当われわれが考えているより以上に被補償者、被収用者に対してあたたかみを持つていようないき方をしているように私は見受けられるのであります。あたたかみというか、被収用者の方が利益になるようにやつていようのないかと思つたのですよ、それは決して悪いというのではないのですよ、しかし補償評価等は、どういふ形にしてやつていようのですか。

○参考人(藤本勝満露君) 補償のし方は、われわれといたしましては、やはり公平であること、それから適正でなければならぬというふうなのは、これは当然のことでございますが、公平でありますというところは、やはり話をつけるのに一件々話をしていると、どうしても隣同士なり、あるいは町会ごと公平を失ひますので、われわれとしては、おおむねその場所におけるところの業態、あるいは住居の状況、地理的状況、いろいろな情勢を勘案して、そうして一団地というものを公団内部で考案いたし作りますが、結果的には、先ほど言いましたように、おおむ

ね町会ごとというふうな形ができておるようであります。

そして、その町なりその一団地を、どうしてきめるか、さらにはまた値段をどういふようにして作るかといひますと、その一団地ごとの中に、一軒あるいは数軒の標準地というものを選びまして、そしてその標準地について徹底的に調査をいたします。もちろん、近傍類地あるいは税の関係その他のいろいろな関係につきまして調べまして、そしてこの一団地が適正かどうか、あるいはその標準地が適正かどうか、また、標準地の標準価格が適正かどうか、こつちやういふ点については、実は内部に評価に関する特別の審議会ができております。それで、その審議会に諮りまして御協議を願つて、あるいは現地を御視察になつて、そしてその審議会の答申を得て、さらに内部においてまた足らんところは、より詳しく検討いたしまして、そしてその団地を決める、そして標準地を決める、そして標準価格というものを決めまして、その標準価格をもちまして、地元とその区域ごとの全代表者に集まつていただいて、そこで第一段階の話を進めまして、それによつて今度は、それを中心といたしまして、各個別ごとのまた事情に応じた評価を、その標準価格の前後を通してお示ししてお話を進める。こんなふうなやり方をしておるよう次第でございます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 本会議が始まりますので、暫時休憩いたします。
午後二時三十四分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕